

各部・課長あて

市 長

平成 31 年度（2019 年度）予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を通知する。

記

国の動向

日本経済は、5年半に及ぶアベノミクスの推進により大きな改善を見せ、デフレではない状況を作り出す中、名目GDPと実質GDPはともに過去最大規模に拡大し、長期間にわたって緩やかな景気回復が続いている一方で、企業の人手不足感の強まり、進行する少子高齢化といった制約要因の中、潜在成長率を更に引き上げ、経済成長の壁を打ち破っていくためには、サプライサイドを抜本強化するための改革が何よりも重要となってきた。

このような状況のもと、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」では、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、財政健全化を、着実、かつ景気を腰折れさせることがないようなペースと機動性をもって行い、少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、サプライサイドの改革として、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、働き方改革を推進していくとしている。

また、「未来投資戦略 2018」においては、官民の英知を結集して、目指すべき経済社会のグランドデザインを共有しながら、「現場」を変えていくためのフラッグシップ・プロジェクトを推進し、プロジェクトの成果から学ぶ形で「実証による政策形成」を進めるべく、第 4 次産業革命の新たな技術革新と「Society 5.0」の実現に向け「産官協議会」を設置するとともに、これらのプロジェクトのうち直ちに前進させ、「現場」を変えるべきものについて、平成 31 年度予算、税制改正、規制改正に反映させ、必要な制度面、組織面、人材面の基盤づくりを、スピード感をもって進めるとしている。

一方、内閣府が発表した 9 月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しており、先行きについても、雇用・所得環境の改善傾向が続くなか、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」としながらも、「通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意するとともに、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある」とするなど、未だ先行きの見えない状況が続いている。

こうした中、国の「平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みのもと、引き続

き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成30年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

これを受け、年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における当該経費相当額に、高齢化等に伴う、いわゆる自然増分6,000億円を加算した額の範囲内において要求することとしながらも、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込み、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組むこととしたほか、義務的経費では、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、義務的性格の根拠を明示の上要求することとしながらも、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図ることとし、また、その他の経費については、規定の歳出を見直し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額に100分の90を乗じた額の範囲内で要求することとした一方で、予算の重点化を進めるため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置し、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望を行うことができることとした結果、各省庁からの概算要求額・要望額は、昨年度を約1兆8,000億円上回る102兆7,658億円となっている。

地方財政を取り巻く環境

総務省が8月に公表した「平成31年度地方財政収支の仮試算」では、「経済財政運営と改革の基本方針2018」等を踏まえ、地方団体が、幼児教育の無償化、待機児童の解消等の人づくり革命の実現に向けた取り組みを進めるとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとし、地方税体系を構築する観点から、平成31年度税制改正において、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し結論を得るとともに、森林環境税・譲与税（仮称）制度を法制化している。

しかしながら、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取り組みと基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を保つとした一方で、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとした地方交付税については、平成30年度当初予算額との比較において0.5%減との試算が示されており、厳しい財政運営が予想されるものとなっている。

また、平成30年6月15日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」では、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指し、地方は「自助の精神」を持って、自らのアイデアで、自らの未来を切り拓いていくことが重要であり、地域経済分析システムの活用等により、自らの強みと弱みを分析・把握し、施策の効果を検証しながら、地方創生に官民を挙げて取り組むことを求めている。

一方、「国と地方の協議の場」では、アベノミクスの成果を地域の隅々にまで行きわたらせ名目GDP600兆円を達成するためには、「生産性革命」と「人づくり革命」の推進を地方創生の加速化につなげるとともに、国・地方が一体となって強力な地域経済対策を引き続き講じていかねばならないとし、そのためには、国と地方が対等・協力の関係にある中で、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の

実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていけるよう、地方自治の存立の基盤となる地方税財政を充実・強化するとともに、現在直面する国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を鑑み、消費税の税率については、平成31年10月に確実に引き上げること、また、地方財政計画の策定に当たっては、平成30年度地方財政計画において歳出特別枠の廃止に伴い確保された、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出など、引き続き必要な歳出を確実に計上することを求めている、今後の動向が期待される。

本市の財政状況

本市における財政状況は、平成29年度決算において、健全性の判断基準である実質公債費比率で6.2%、将来負担比率で14.9%と、早期健全化基準を大きく下回る優良な状態を維持しており、財政の弾力性を示す経常収支比率においても81.9%と、県下23市中で最も良好な値となった。しかしながら、平成31年10月には消費税の税率が8%から10%へ引き上げられるほか、2年後に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックに向けての物価の上昇や物流の変化、雇用の首都圏への傾斜など、今後の社会情勢や経済動向について日々注視を怠ることなく、安定した財政運営に取り組んでいく必要がある。

そのような状況の中、歳入では、本市の歳入の根幹をなす市税において、平成29年度決算は前年度を約5,800万円上回る174億9,210万円となり、総務省が示した平成31年度地方交付税の概算要求における仮試算において、地方税について平成30年度予算に対し1.2%の増と見込んでいるものの、国政の動向によっては、税制改革の内容、国の予算編成等に大きな影響を及ぼすことも考えられることから、これらについて広く情報の収集を図り、一般財源・特定財源の種別を問わず、積極的な歳入確保に努めていく必要がある。

一方、歳出においては、清掃センターを始めとする各施設・設備等の補修整備やファシリティマネジメントに係る事業に多額の経費を要するほか、子ども医療費支給事業を始めとする医療費・社会保障関連経費などは今後も増加していくことが予想され、これらの実施にあたっては多額の一般財源を要することから、限られた予算の中で真に必要な事業を見極めるとともに、市民サービスの質を低下させることなく、選択と集中により一切の無駄を排除し、事業の遂行に努めなければならない。

平成31年度予算編成基本方針

○やすらぎのガーデンシティに人が集う魅力あふれるまちづくりと

未来を拓く産業・観光の振興

○人生100年時代に向けたスマートウエルネスの推進と

歴史と文化が花開く個性豊かな教育・文化の創造

○コミュニティの力で築く安全・安心な地域づくりと

思いやりの心でつなぐ子育て・福祉の充実

予算編成に当たっての基本的な考え方

平成31年度当初予算は、「第4次三島市総合計画後期基本計画」に鑑み、市が掲げる「ガーデンシティみしま」「スマートウエルネスみしま」の二つの柱のもと、「内陸のフロンティアを拓く取組」「地域のきずなづくり」「防災・減災対策」「公共施設等総合管理計画」などの重点プロジェクトを更に推進し、子どもを産み育てたいと思えるような環境づくりと雇用の場の確保に向けた取り組みをはじめとして、本市が持続的に発展できるよう、未来に向けた投資を確実に

に進めることとする。

特に、将来の安定的な財源確保による持続的発展につながる「三島駅南口東街区再開発事業」については、本市の最重要施策であることを再認識し、当該事業の完遂に向け、職員一人ひとりがチーム三島の構成員であることを自覚の上、これを皆で支えていくことが肝要である。

そのためには、すべての職員がそれぞれ担う事業について十分認識を深め創意工夫し、事業を単に個として捉えず、事業同士を連携させることでその効果を増幅させ、より良質のものとなるよう努めるとともに、日常的な事務事業についても効率化と経費節減を念頭に置き取り組まれない。

なお、当初予算は、年度間のすべての収入と支出を見込んだ年間総合予算として、次の事項に十分留意した予算編成を心がけること。

1 「住むなら三島・総合戦略～まち・ひと・しごと創生～」の推進

交流人口・定住人口の増加につながる事業、地域経済の活性化を図る施策を積極的に予算に反映させること。

2 総合計画との整合

第4次三島市総合計画において計画されている事業について、事業の必要性、有効性などを再度検討した上で、予算要求額は、実施計画に計上された額を上限とする。

3 公共施設の適正な維持管理

公共施設の老朽化に伴う維持に要する費用は、今後の行財政運営を大きく圧迫するものであることから、三島市公共施設等総合管理計画に掲げている、30年間で施設総量（延床面積）の29%を縮減することを視野に入れ、統廃合を含めた施設の今後の在り方について十分検討するとともに、予防保全による長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めること。

4 市民等との協働と民間活力の活用

さまざまな地域課題の解決に向けては、官民の役割を踏まえながら、市民、ボランティア、企業などとの協働や民間活力の活用を積極的に推進すること。

5 ゼロベース積み上げ方式の徹底

すべての施策・事業において前例踏襲という考え方は捨て、これまでの事業効果や決算・執行状況等の徹底した分析・検証を行い、民間などの手法を取り入れるなど、厳しく精査した上で真に必要な経費だけを積み上げる、「ゼロベース積み上げ方式」により積算を行うこと。

6 スクラップ・アンド・ビルド方式の徹底

新規事業の創設、既存事業の拡充を行う場合は、既存事務事業の廃止・縮小・再構築等による一般財源の確保を図る「スクラップ・アンド・ビルド方式」により、新規・拡充事業の財源捻出を前提とする。

特に、所期の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業については、必要性を再検証し、廃止や縮小を図ること。

7 経費節減の徹底

すべての事務事業には、市民の皆様に納めていただいた大切な市税が使われていることを念頭に、無駄・ゼロに向けた徹底的な見直しを行い、「最少の経費で最大の行政効果」が発揮されるよう効率化と合理化に努めるものとし、特に一般行政経費については、平成30年度当初予算を超えない範囲において予算要求するとともに、義務的経費についても、真に必要なものを十分精査した上で予算要求すること。

8 最新情報の収集

新年度予算要求に当たっては、原則として現行の行財政制度に基づき編成するが、編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したもの

のについては、予算編成途中で修正するものとする。

なお、歳入における補助金・交付金の新設・削減・廃止、歳出における扶助費等の制度改正など、国・県等の動向を注視し、最新情報の収集を的確に行い予算に反映させること。

9 消費税率の引き上げ

歳入、歳出ともに、消費税率の改正に伴う影響額を反映した予算要求とすること。

なお、予算要求にあたっては、当該改正が年度中途に行われることから、適正な税率をもって積算を行うとともに、係る経過措置について留意の上、工事など一部の経費については旧税率が適用されるよう予定工期を調整するなど、節税を心掛けた予算要求を行うこと。

10 特別会計・企業会計について

一般会計に準じて予算編成を行い、企業性格を十分に発揮した適正な収入の確保と、より一層の経営の合理化による経費節減を図り、独立採算の原則から、一般会計への依存を可能な限り圧縮するよう最大限努力すること。

なお、各保険料や使用料の収入未済は、負担公平の原則を崩すとともに、一般会計の財政運営にも大きく影響することから、その縮減に努めること。

歳入に関する留意事項

1 財源の的確な確保

市税をはじめとする徴収金の収納率の向上を図ることはもとより、市有財産の有効活用や広告事業の一層の拡充に取り組むなど、既成の概念にとらわれない新たな自主財源の創出に努めるとともに、クラウドファンディングの積極的な導入を図ること。

また、積極的にあらゆる支援制度を模索し、特定財源の確保に取り組むこと。

2 国・県支出金

他市町に先駆けて国・県の予算編成の動向、制度改正について最新の情報収集に努め、補助対象となる事業を単独事業で行うことのないよう十分留意すること。

なお、既定の補助対象事業が廃止・縮減された事務事業への一般財源の充当は、原則行わないので、事業の実施内容等を再検討した上で要求すること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則から、現状の社会経済情勢に則した適正料金への見直しを行い、市民負担の公平を図ること。

4 市債について

市債は借金であり、その償還については後年度の大きな財政負担となるとともに、財政健全化判断比率に影響を与えることから、その投資効果について十分な検討を行い、慎重な対応に努めること。

歳出に関する留意事項

1 臨時職員の賃金

勤務形態について、フルタイム勤務を絶対条件とせず、パート職員のように短時間勤務の可否を検討するなど削減に努めること。

なお、単に事務量の増加による新規要求及び課内経理事務補助要員の要求は認めない。

2 旅費

必要性を十分検証するとともに、一人で行くことを原則に厳しく抑制する。

3 委託費

漫然と過去の実績によることなく、行政関与の必要性、委託の効果、事業の公平性を再度検討

するとともに、職員の能力を最大限活用し、安易に委託を行うことなく、最小限の要求に止めること。

4 扶助費

国・県の施策によるものは、制度改正等の動向を注視し的確な見積りを行い、市の単独施策によるものは、制度の改廃を含めその在り方を十分検討し適正な支援となるよう努めること。

特に、対象人数、単価の積算に当たっては、本市全体の一般財源の配分に大きく影響するため精査すること。

5 投資的経費

今後、多額の市債発行や一般財源を要するファシリティマネジメント関連の事業が控えていることから、事業の必要性、緊急度、投資効果等を十分検討し、真に市民が必要とする事業を重点的に選択した上で、優先度を付して要求すること。

なお、総合計画に掲載のない500万円以上の修繕・改修は原則認めない。

6 補助金

(1) 市単独補助金を継続する場合は、平成30年度当初予算額を限度とする。

なお、既設の補助金については本来の趣旨を鑑みる中、社会情勢、時代の変化を踏まえ、事業継続の必要性、公益上の適切性、並びに事業効果について必ず検証し、廃止や縮減を検討すること。

また、新規のものについては、必ず終期を3年以内で設定し、設定期間終了後は前述の検証・検討を行い、延長する場合、その期間は2年を原則とすること。

(2) 各種団体への補助については、運営費補助であるか事業費補助であるかにかかわらず、「団体の運営は自主的、自立的に行われるべき」との原則に基づき、運営状況について実態を把握し、必要な事務改善など適切な指導を行い、安易な赤字補てんの支出の要求は厳に慎むこと。

特に、対象事業の繰越金には十分に留意し、団体の繰越金や内部留保が多額である場合は、補助金交付の適否及び補助金交付額の精査を行い、適正額を要求すること。

7 負担金

すべての負担金について、その必要性・公益性・費用対効果を改めて検証し、廃止・縮減できるものはないか十分に検討した上で要求すること。

また、各種団体への負担金、その他負担金、各種交付金については、検討結果に基づく後年度の方針についても明確にしておくこと。

8 上記以外の事項については、「平成31年度予算編成事務要領」によること。